

予防接種法施行令（昭和二十三年政令第九十七号）の一部を次のように改正する。

第十一条第一項第一号中「三万六千三百円」を「三万六千四百円」に改め、同項第二号中「三万四千三百円」を「三万四千四百円」に改め、同項第四号中「三万四千三百円」を「三万四千四百円」に改め、同条第二項中「三万六千三百円」を「三万六千四百円」に改める。

第十二条第二項第一号イ中「百二十万四千八百円」を「百二十一万八千八百円」に改め、同号ロ中「九十六万四千八百円」を「九十六万九千六百円」に改め、同項第二号イ中「百五十四万九千二百円」を「百五十五万七千六百円」に改め、同号ロ中「百二十三万九千六百円」を「百二十四万六千八百円」に改め、同条第四項中「八十四万千円」を「八十四万二千三百円」に、「五十六万六千六百円」を「五十六万五千五百円」に改める。

第十三条第二項第一号イ中「三百八十五万四千四百円」を「三百八十七万三千六百円」に改め、同号ロ中「三百八万四千円」を「三百九万九千六百円」に改め、同号ハ中「二百三十一万三千六百円」を「二百三十二万五千六百円」に改め、同項第二号イ中「四百九十五万四千八百円」を「四百九十八万二千二百円」に改め、同号ロ中「三百九十六万六千円」を「三百九十八万五千二百円」に改め、同号ハ中「二百九十七万四千八百円」を「二百九十八万九千二百円」に改め、同条第四項中「八十四万千円」を「八十四万二千三百円」に、「五十六万六千六百円」を「五十六万五千五百円」に改める。

第十七条第四項第一号イ中「三千三百七十万円」を「三千三百九十万円」に改め、同号ロ中「二千五百三十万円」を「二千五百四十万円」に改め、同項第二号中「四千三百四十万円」を「四千三百六十万円」に改める。

第二十一条第二項第一号中「二百七十五万二千八百円」を「二百七十六万七千二百円」に改め、同項第二号中「二百二十万三千二百円」を「二百二十一万四千円」に改める。

第二十四条第五項中「二百四十万八千四百円」を「二百四十二万四千円」に改める。

第二十六条第三項第一号中「七百二十二万五千二百円」を「七百二十六万二千二百円」に改める。

附則

（施行期日）
1 この政令は、平成三十年四月一日から施行する。

（経過措置）
2 平成三十年三月以前の月分の予防接種法による医療手当の額、障害児養育年金及び障害年金の額（障害児養育年金及び障害年金に係る介護加算額を含む）並びに遺族年金の額並びに同月三十一日以前の死亡に係る同法による死亡一時金及び遺族一時金の額については、なお従前の例による。

3 予防接種法施行令及び結核予防法施行令の一部を改正する政令（昭和五十二年政令第十七号）の一部を次のように改正する。

附則第二条中「四千三百四十万円」を「四千三百六十万円」に改める。

厚生労働大臣 加藤 勝信
内閣総理大臣 安倍 晋三

新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

平成三十年三月三十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

政令第七号

新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令

内閣は、新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済に関する特別措置法（平成二十一年法律第九十八号）第五条の規定に基づき、この政令を制定する。

新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済に関する特別措置法施行令（平成二十一年政令第二百七十七号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第一号中「三万六千三百円」を「三万六千四百円」に改め、同項第二号中「三万四千三百円」を「三万四千四百円」に改め、同項第三号中「三万六千三百円」を「三万六千四百円」に改め、同項第四号中「三万四千三百円」を「三万四千四百円」に改め、同条第二項中「三万六千三百円」を「三万六千四百円」に改める。

第四条第二項第一号中「百二十万四千八百円」を「百二十一万八千八百円」に改め、同項第二号中「九十六万四千八百円」を「九十六万九千六百円」に改め、同条第四項中「八十四万千円」を「八十四万二千三百円」に、「五十六万六千六百円」を「五十六万五千五百円」に改める。

第五条第二項第一号中「三百八十五万四千四百円」を「三百八十七万三千六百円」に改め、同項第二号中「三百八万四千円」を「三百九万九千六百円」に改め、同条第四項中「八十四万千円」を「八十四万二千三百円」に、「五十六万六千六百円」を「五十六万五千五百円」に改める。

第八条第五項第一号中「三百三十七万円」を「三百三十九万円」に改め、同項第二号中「二百五十三万円」を「二百五十四万円」に改める。

附則

（施行期日）
1 この政令は、平成三十年四月一日から施行する。

（経過措置）
2 平成三十年三月以前の月分の新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済に関する特別措置法による医療手当の額、障害児養育年金及び障害年金の額（障害児養育年金及び障害年金に係る介護加算額を含む）並びに遺族年金の額については、なお従前の例による。

児童扶養手当法施行令等の一部を改正する政令をここに公布する。

厚生労働大臣 加藤 勝信
内閣総理大臣 安倍 晋三

平成三十年三月三十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

政令第八号

児童扶養手当法施行令等の一部を改正する政令

内閣は、児童扶養手当法（昭和三十六年法律第二百三十八号）第五条の二第三項（特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和三十九年法律第三十四号）第十六条（同法第二十六条及び第二十六条の五において準用する場合を含む。）及び国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）附則第九十七条第二項において準用する場合を含む。）、第九條第一項及び第三十四條、特別児童扶養手当等の支給に関する法律第三十九條の三並びに国民年金法等の一部を改正する法律附則第一百條の規定に基づき、この政令を制定する。

(児童扶養手当法施行令の一部改正)

第一条 児童扶養手当法施行令(昭和三十六年政令第四百五号)の一部を次のように改正する。

第二条の二第一項中「平成二十九年四月」を「平成三十年四月」に、「四万二千二百九十円を四万二千五百円」に改め、同条第二項中「平成二十九年四月」を「平成三十年四月」に、「九千九百九十円」を「一万四千円」に改め、同条第三項中「平成二十九年四月」を「平成三十年四月」に、「五千九百九十円」を「六千二百円」に改める。

第二条の四第三項中「〇・〇一八六七〇五」を「〇・〇一八七六三〇」に改め、同条第四項中「〇・〇〇二八七八六」を「〇・〇〇二八九六〇」に改め、同条第五項中「〇・〇〇一七二二五」を「〇・〇〇一七三四一」に改める。

(特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令の一部改正)

第二条 特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令(昭和五十年政令第二百七号)の一部を次のように改正する。

第五条の二中「平成二十九年四月」を「平成三十年四月」に、「三万四千二百七十円」を「三万四千四百三十円」に、「五万四千四百五十円」を「五万七千七百円」に改める。

第九条の二中「平成二十九年四月」を「平成三十年四月」に、「一万四千五百八十円」を「一万四千六百五十円」に改める。

第十条の二中「平成二十九年四月」を「平成三十年四月」に、「二万六千八百八十円」を「二万六千九百四十円」に改める。

(特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令の一部改正)

第三条 特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令の一部を改正する政令(昭和六十年政令第三百二十三号)の一部を次のように改正する。

附則第二条の二中「平成二十九年四月」を「平成三十年四月」に、「一万四千五百八十円」を「一万四千六百五十円」に改める。

附則

(施行期日)

1 この政令は、平成三十年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 平成三十年三月以前月の児童扶養手当法による児童扶養手当、特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当、障害児福祉手当及び特別障害者手当並びに国民年金法等の一部を改正する法律附則第九十七条第一項の規定による福祉手当については、なお従前の例による。

3 第一条の規定による改正後の児童扶養手当法施行令第二条の四第三項から第五項までの規定は、平成三十年四月以後の月分の児童扶養手当の支給の制限について適用し、同年三月以前の月分の児童扶養手当の支給の制限については、なお従前の例による。

厚生労働大臣 加藤 勝信
内閣総理大臣 安倍 晋三

母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

平成三十年三月三十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

政令第九号

母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令の一部を改正する政令

内閣は、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和三十九年法律第二百二十九号)第十三条第一項第四号、第十六条、第三十一条の六第一項第四号及び第七項並びに第三十二条第一項第四号及び第七項の規定に基づき、この政令を制定する。

母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令(昭和三十九年政令第二百二十四号)の一部を次のように改正する。

第三条第九号中「大学」の下に、「大学院」を加える。

第七条第三号中「八まで」を「二まで」に改め、八を二とし、ロの次に次のように加える。

ハ 大学院に就学する児童に係る母子修学資金 就学期間中月額十三万二千元(博士課程を履修する児童にあつては、十八万三千元)

第七条第十一号口中「大学」の下に、「大学院」を加える。

第八条第一項の表母子就学支度資金の項 第十一条、第十九条第一項第二号及び第三十一条第九号中「大学」の下に、「大学院」を加える。

第三十一条の五第三号中「八まで」を「二まで」に改め、八を二とし、ロの次に次のように加える。

ハ 大学院に就学する児童に係る父子修学資金 就学期間中月額十三万二千元(博士課程を履修する児童にあつては、十八万三千元)

第三十一条の五第十一号口中「大学」の下に、「大学院」を加える。

第三十一条の六第一項の表父子就学支度資金の項中「大学」の下に、「大学院」を加える。

第三十二条第八号中「大学」の下に、「大学院」を加え、法第三十二条第一項第三号を「同項第三号」に改める。

第三十六条第三号中「八まで」を「二まで」に改め、八を二とし、ロの次に次のように加える。

ハ 大学院に就学する寡婦の被扶養者に係る寡婦修学資金 就学期間中月額十三万二千元(博士課程を履修する寡婦の被扶養者にあつては、十八万三千元)

第三十六条第十一号口中「大学」の下に、「大学院」を加える。

第三十七条第一項の表寡婦就学支度資金の項中「大学」の下に、「大学院」を加える。

附則

この政令は、平成三十年四月一日から施行する。

前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

平成三十年三月三十日

厚生労働大臣 加藤 勝信
内閣総理大臣 安倍 晋三

政令第一百十号

前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和五十七年法律第八十号)第三十八条第四項及び第五項の規定に基づき、この政令を制定する。